

千葉基礎セミナー講義ノート

2003年5月27日：ウルトラマン事件第2回

	原告	被告
主張内容	ハヤタ隊員に損害賠償を請求する	ハヤタ隊員は損害賠償をしなくてもよい
主張内容	<p>頭を冷静にして考えてみよう。私たち市民は、いつものとおり生活していただけである。怪獣が現れたこと自体は、確かに非日常的なことではある。ウルトラマンにも、怪獣を倒さなければならない使命があったのかもしれない。しかし、それと私たちとは何の関係もない。私たちが「私たちの財産はどうなってもいいから、一刻も早く怪獣を倒してくれ」と依頼したわけでもない。</p> <p>ただ私たちの目前で起こった事実をのみ述べるとしたら、いきなり怪獣が現れて、その少し後呼んだわけでもないのにウルトラマンが現れ、2匹(?)で格闘の中で私たちの築き上げたビルを破壊し、そのまま謝罪もなくウルトラマンは去った。後に残ったのはコンクリートの瓦礫だけ。誰からも保証してもらえない…。こんな不条理なことがまかりとおっていいはずがない。</p> <p>他人のものを壊してしまったら、誠心誠意謝罪したうえで、弁償する。これすなわち社会で生活するうえでの最も基本的なルールの一つである。</p> <p>命が救われたんだからビルの一つや二つなんだ、とおっしゃるかもしれない。しかし、私たちの命が救われたのは事実だが、私たちのビルで働いていた膨大な数の人々が一気に職場を失い、路頭に迷っているのもまた、事実である。人は職がないと生きていくことはできない。このことは間違いなく、ウルトラマンが守りたいという「人民の命」にかかわる重大な問題である。</p> <p>ウルトラマンが壊した本人であること、ましてや「人民の命を守ること」が使命であるならば、当然被害額を保証する責任がある、そう私たちは考えます。以上です。</p>	<p>もし、この場合にウルトラマンに賠償責任が生じるとすると、市街地に出現することもできず、怪獣が出現しても退治できない。今の科学では対処できない怪獣がでてきた場合、日本や世界が滅びてしまうかもしれないので、市街地が壊れたからといって世界が滅びてもいいとはいえない。</p> <p>被害を発生させたからといって責任をおえというのは確かにそうかもしれないが、今怪獣が法律を犯すような行為をしていて、人々がたくさん困っており、ウルトラマンがでてこなければならぬ状況だから、ウルトラマンがでてきてビルを壊したからといって賠償責任はない。</p>
	まとめ	ウルトラマンの行為によって損害が発生したので賠償しろ

千葉先生の話	司会者について	対立点を整理するのが司会者の役割
	以上の争点の整理	<p>過失責任主義＝発生させた損害について常に責任を負わなければならないわけではない（過失＝落ち度、不注意がある場合にだけ責任を負わなければならない）</p> <p>このルールが採用されている理由は、常に責任を負わなければならないとすると、行動する範囲が狭くなってしまふから（行動が萎縮する）。</p> <p>例：結果について常に賠償を負わなければならないとすると、医者が100万人に1人重大な副作用が出る薬を投与できなくなるが、社会にとって投与しない方がいいのか？</p> <p>次に、ウルトラマンについて、過失があるかどうかを判断する。</p>

司会者の質問	ウルトラマンのどの点に過失があったのか？	
--------	----------------------	--

過失についての主張	最初にスペシウム光線を出さなかったこと（最後に出しても当たるかどうかはわからないのだから、最初に出すべき）	スペシウム光線を出しても当たらない可能性がある。最初に出しても当たらない可能性があり、戦ってみて相手の強さを把握してから判断するのがウルトラマンの戦い方。まずい戦い方で過失が生じた
-----------	---	--

			とはいえない。
千葉先生 のアド バイス	発言 を抽 象化 しよ う	最初から全力で戦え・戦闘時間を短縮しろ（短縮しなかったから過失がある）	過去にも多くの怪獣と戦っており、ベストの方法で戦闘をしているのであるから、過失はない。
千葉先生 のまとめ		両者の主張の共通の内容「人や財産を守るために戦わなければならない」 そのためには、どのような方法をとらなければならないか、という点について対立がある。 論争を集結させるためには、スペシウム光線の性能を考えなければならない（光線の性能を決めなければならない）＝法律の議論といえども、科学的に決めなければ決着が付かないこともある。	
千葉先生 からの質 問		スペシウム光線以外で、自分たちの主張が通りやすいものはないか？	
主張 内容	(1)	宇宙などほかの場所に連れて行って戦えば損害の発生は回避でき、それをしなかった。	宇宙などに連れて行くことは想像できるが、ウルトラマンが現実にはできないと考えられる。怪獣が出現して、財産・命が危険にさらされている状態で、怪獣を退治するためにはまずウルトラマンが出勤する以外に方法はない。
	(2)	ウルトラマンは身長40m、体重35000tもある。体型からすれば、動いただけで地震が起き、被害が生じてしまうことは容易に想像できる。	ウルトラマンの体格からして動いただけで被害が生じることは容易に想像できるが、ほかの方法を見いだすということはできず、地上で戦うしかできなかったので責任は負えない。
千葉先生 による議 論のまと め		・被害を与えることをあらかじめ認識できたかどうか（やっている行動の意味を認識できるかどうか） ・結果を認識できたとしても、行動の選択が問題となる（ほかの方法が可能か、可能でないならばそのような行動を要求するのは無理だ）	
千葉先生 の発言	次回 の前 提	・仮に、戦闘方法が適当ではなく（ほかの戦闘方法が可能であった）、損害賠償ができるとして、次回以降を考える	
千葉先生 からの質 問		原告は(3)に対してどのように反論するのか？（前回の千葉先生からの質問(3)の2を考えてくる）	違法性阻却事由とは何？